

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

告 示

- 告示第102号 自動車臨時運行許可番号標の失効
.....（市民課）…2
- 告示第103号 宇治都市計画地区計画の変更
.....（都市計画課）…2
- 告示第104号 指定特定相談支援事業者の指定
.....（障害福祉課）…2
- 告示第105号 指定障害児相談支援事業者の指定
.....（障害福祉課）…2

公 告

- 公告第71号 宇治都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧
.....（公園緑地課）…2
- 公告第72号 宇治都市計画道路の変更案の縦覧
.....（都市計画課）…3
- 公告第73号 宇治都市計画土地区画整理事業の案の縦覧
.....（都市計画課）…3
- 公告第74号 宇治農業振興地域整備計画の変更
.....（農林茶業課）…3

教 育 委 員 会

- 告示第13号 教育委員会の招集.....3

監 査 委 員

- 公表第15号 定期監査の結果の報告.....3
- 公表第16号 定期監査の結果の報告.....4
- 公表第17号 定期監査の結果に基づく措置の通知.....5

農 業 委 員 会

- 公告第9号 農業委員会定例総会の招集.....5

告 示

宇治市告示第102号

自動車臨時運行許可番号標の失効について
次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。
令和8年10月9日

宇治市長 松村 淳子		
臨時運行許可番号標 番号	失効年月日	貸与年月日
京都 1 宇治	令和8年10月9日	令和8年5月26日

宇治市告示第103号

宇治都市計画地区計画の変更について

宇治市告示第104号

指定特定相談支援事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。
令和8年10月9日

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の所在地		
26312 01205	合同会社 r e	相談支援事業所 アオ	令和8年9 月1日	計画相談支援
	宇治市伊勢田町名木1丁目 1-278	宇治市伊勢田町名木1丁目 1-278		

宇治市告示第105号

指定障害児相談支援事業者の指定について
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。
令和8年10月9日

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の所在地		
26712 00448	合同会社 r e	相談支援事業所 アオ	令和8年9 月1日	障害児相談支援
	宇治市伊勢田町名木1丁目 1-278	宇治市伊勢田町名木1丁目 1-278		

公 告

宇治市公告第71号

宇治都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧について
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

- 令和8年10月9日
- 宇治市長 松村 淳子
- 1 都市計画の種類
宇治都市計画地区計画（国道24号沿道安田町地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
宇治市安田町鶴飼田及び五反坪の一部並びに伊勢田町西遊田の一部
- 3 縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課

縦覧に供します。
なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

- 令和8年10月9日
- 宇治市長 松村 淳子
- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 五ヶ庄西田及び古川並びに横島町一ノ坪、千足及び清水

削除する部分 五ヶ庄西田並びに横島町千足及び十六

3 都市計画の変更案の縦覧場所

宇治市都市整備部公園緑地課

4 縦覧期間

令和8年10月9日から同月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

宇治市公告第72号

宇治都市計画道路の変更案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和8年10月9日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

宇治都市計画道路

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・119号 小倉駅前広場線

追加する部分 宇治市小倉町神楽田

3 都市計画の変更案の縦覧場所

宇治市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年10月9日から同月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

宇治市公告第73号

宇治都市計画土地区画整理事業の案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）同法第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和8年10月9日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

宇治都市計画土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

近鉄小倉駅東口土地区画整理事業

宇治市小倉町神楽田

3 都市計画の案の縦覧場所

宇治市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年10月9日から同月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

宇治市公告第74号

宇治農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により宇治農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和8年10月9日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和8年10月9日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

3 農業振興地域の整備に関する法律第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨

意見書の提出なし

教育委員会

宇治市教育委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年9月18日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年9月24日 午後7時00分

開会場所 宇治市役所601会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて

（揭示済）

監査委員会

宇治市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年9月16日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

人権環境部及び健康長寿部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

1 環境企画課

(1) 畜場使用料収入状況

(2) 委託料支出状況

(3) 工事請負費支出状況

(4) 補助金支出状況

(5) 備品管理状況

2 まち美化推進課

(1) 事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況

(2) 委託料支出状況

(3) 補助金支出状況

(4) 備品管理状況

3 年金医療課

(1) 後期高齢者医療保険料収入状況

(2) 福祉医療費返還金等収入状況 (3) 委託料支出状況 4 国民健康保険課 (1) 国民健康保険料収入状況 (2) 返納金収入状況 (3) 委託料支出状況 (4) 備品管理状況 第3 監査の着眼点 監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。 第4 監査の主な実施内容 この監査は、人権環境部及び健康長寿部における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和8年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。 第5 監査の実施場所及び日程 令和8年5月1日から29日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年6月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。 第6 監査の結果 監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。 記 1 環境企画課 (1) 畜場使用料収入状況について 適正に処理されていた。 (2) 委託料支出状況について 完了届の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。 (3) 工事請負費支出状況について 適正に処理されていた。 (4) 補助金支出状況について 適正に処理されていた。 (5) 備品管理状況について 適正に管理されていた。 2 まち美化推進課 (1) 事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況について 適正に処理されていた。 (2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。 (3) 補助金支出状況について 適正に処理されていた。 (4) 備品管理状況について 適正に管理されていた。 3 年金医療課 (1) 後期高齢者医療保険料収入状況について 適正に処理されていた。 (2) 福祉医療費返還金等収入状況について 引き続き、滞納整理事務マニュアルに沿って適正な債権管理に努めるとともに、民事手続による債権回収や、費用対効果を十分に考慮した上で債権放棄についても検討されたい。 (3) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。 4 国民健康保険課 (1) 国民健康保険料収入状況について 適正に処理されていた。 (2) 返納金収入状況について 引き続き、滞納整理事務マニュアルに沿って適正な債権管理に努めるとともに、民事手続による債権回収や、費用対効果を十分に考慮した上で債権放棄についても検討されたい。 (3) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。 (4) 備品管理状況について	
適正に管理されていた。 (揭示済)	
宇治市監査委員公表第16号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。 令和8年9月16日 宇治市監査委員 池上 哲朗 松岡 ゆかり 真田 敦史	
第1 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。 第2 監査の対象 都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。 1 公園緑地課 (1) 公園地占用使用料収入状況 (2) 植物公園使用料収入状況 (3) 委託料支出状況 (4) 工事請負費支出状況 (5) 備品管理状況 2 都市計画課 (1) 証明手数料収入状況 (2) 冊子等売却収入状況 (3) 委託料支出状況 (4) 備品管理状況 3 歴史まちづくり推進課 (1) 屋外広告物許可申請手数料収入状況 (2) 委託料支出状況 (3) 補助金支出状況 (4) 備品管理状況 4 開発指導課 (1) 備品管理状況	
第3 監査の着眼点 監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。 第4 監査の主な実施内容 この監査は、都市整備部における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和8年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。 第5 監査の実施場所及び日程 令和8年6月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年7月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。 第6 監査の結果 監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。 記 1 公園緑地課 (1) 公園地占用使用料収入状況について 規則に規定された期間を超過した徴収、納入通知書によらない徴収などが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。 (2) 植物公園使用料収入状況について 適正に処理されていた。 (3) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。 (4) 工事請負費支出状況について 適正に処理されていた。 (5) 備品管理状況について	

- 適正に管理されていた。
- 2 都市計画課
- (1) 証明手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 冊子等売却収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。
- 3 歴史まちづくり推進課
- (1) 屋外広告物許可申請手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。
- 4 開発指導課
- (1) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和8年9月24日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
真田 敦史

- 1 監査の結果を公表した日
令和8年9月16日（宇治市監査委員公表第15号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 人権環境部 環境企画課
監査期間 令和8年5月1日～令和8年6月29日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 完了届の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	業務終了後の提出書類の不備の修正に時間を要し完了届の提出に遅れが生じたため、令和8年度については、予め事業者と提出書類について協議を行いました。今後、適正な事務に努めます。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第4回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年9月25日

宇治市農業委員会
会長 中林 和夫

開会日時 令和8年9月30日 10時00分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認に

- ついて
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 3 その他
- (揭示済)